

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 18 日

障害者支援施設等 施設長 様

名古屋市健康福祉局障害者支援課長

障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」においては、「面会については、新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。」とされています。

この度、厚生労働省よりオンライン面会（テレビ電話システムや Web アプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する面会）を行う場合の留意点について下記のとおり示されましたので、オンライン面会実施の際の参考にしていただきますようお願いいたします。

記

1 オンライン面会に必要な環境の整備

(1) 必要となる備品等

(利用者側)

- ・オンライン面会は、テレビ電話システムや、Web アプリのビデオ通話機能等をご利用いただくこととなりますが、これらが使用できるハード端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等（以下、「パソコン等」という。）をご準備いただくこととなります。
- ・障害者支援施設等で保有するパソコン等のほか、利用者ご本人や、職員の保有するパソコン等のご利用もご検討ください。その際、所有者の同意を得るようにしてください。

(ご家族等側)

- ・ご家庭で保有するパソコン等をご利用ください。

(2) オンライン面会を行うにふさわしい環境

(利用者側)

- ・ご家族の方が障害者支援施設等に訪問されて面会する場合と同様、利用者の個室や、専用個室、共有スペースの一角等で実施いただけます。その際、他の利用者や職員に会話内容が聞こえてしまうことのないよう、衝立等で仕切る等して、プライバシーの確保に努めてください。
- ・職員が利用者につき添い、パソコンやテレビ電話等の操作の補助を行う場合は、利用者又はご家族等の同意を得ておくことが望ましいです。
- ・Wi-Fi等、通信環境のよい場所をご利用ください。

(ご家族等側)

- ・ご家庭で保有するパソコン等をご用意いただき、利用者に顔が見え、声が聞こえるよう、適切な位置を確保ください。
- ・Wi-Fi等、通信環境のよい場所をご利用ください。
- ・ご家庭でパソコン等が準備できない場合は、障害者支援施設等と相談いただき、施設等内への感染経路を断つという趣旨に反しない範囲で、施設等の玄関等で実施いただくこともご検討ください。施設等の保有するパソコン等の貸与を行っていただくこととなります。なお、その場合も、会話内容が聞こえないよう、プライバシーの確保に努めてください。

(3) 新型コロナウイルス感染対策の徹底

(利用者側)

- ・パソコン等の操作を行う場合には、当該パソコン等の消毒のほか、利用者・職員の手指消毒を行ってください。
- ・飛沫感染防止のため、会話される利用者と補助を行う職員は、横に並び画面の方向を向くようにし、1mほど距離を空け、マスクの着用も行ってください。

(ご家族等側)

- ・施設等内でオンライン面会を実施される際は、飛沫感染防止のため、同席される方がいらっしゃる場合には、横に並び画面の方向を向くようにし、1mほど距離を空け、マスクの着用も行ってください。

2 利用者やご家族等の同意

オンライン面会を行うにあたり、Webアプリのビデオ通話機能を活用する際は、会話内容がWebアプリを経由するため、個人情報保護の観点から、念のため利用者又はご家族等の同意を得ておくことが望ましいと考えられます。